## 不動産取得税に関する納税管理人の申告(申請)について

和歌山県内で不動産を取得された海外在住等の方は、県内若しくは国内に住んでいる方を「納税管理人」として定めなければなりません。納税管理人は書類の受け取りから納税までの管理をしていただくことになります。

取得した不動産の所在地を管轄する県税事務所に申告又は申請してください。 納税管理人申告書、納税管理人申請書及び不動産取得税申告書は、和歌山県のホームページからダウンロードできます。

納税管理人の住所地により手続きが異なります。

- ●住所地が取得した不動産の所在地を管轄する県税事務所の管轄区域内の場合
  - →「納税管理人**申告書**」及び「不動産取得税申告書」をご送付ください。
- ●住所地が取得した不動産の所在地を管轄する県税事務所の管轄区域**外**の場合
  - →「納税管理人**申請書**」及び「不動産取得税申告書」をご送付ください。

不動産の所在地	名称	電話番号	所在地
和歌山市	和歌山県税事務所		〒640-8585
海南市・海草郡	不動産取得税課	073-441-3400	和歌山市小松原通 1-1
			県庁第2南別館2F
岩出市・紀の川市	紀北県税事務所		〒649-6223
橋本市・伊都郡	課税課	0736-61-0067	岩出市高塚 209
			那賀総合庁舎内
有田市・有田郡	紀中県税事務所		〒643-0004
御坊市・日高郡	課税課	0737-64-1260	有田郡湯浅町湯浅 2355-1
			有田総合庁舎内
田辺市·西牟婁郡	紀南県税事務所		₹646-8580
新宮市・東牟婁郡	課税課	0739-26-7904	田辺市朝日ヶ丘 23-1
			西牟婁総合庁舎内

## 【不動産取得税とは】

土地や家屋を売買、贈与、交換又は建築などによって取得した方に納めていただく県の税金です。

## 【申 告】

不動産の取得の日から60日以内に申告が必要です。

## 【納 税】

県税事務所から送付される納税通知書で納期限までに納付してください。